山元町競争入札参加者の資格及び指名競争入札参加者の指名に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに山元町財務規則（昭和５９年山元町規則第８号）第１００条第１項及び山元町建設工事執行規則（平成１３年山元町規則第１１号）第７条の規定により指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名競争入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定めるものとする。

（競争入札の参加に必要な資格）

第２条　競争入札に参加しようとする者に必要な資格は、競争入札に参加を希望する者について、次に掲げる事項に関し審査し、定めるものとする。

⑴　経営に関する客観的事項　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条

の２３第３項に規定する経営事項審査の項目

⑵　その他町長が特に必要と認める事項

（等級格付等）

第３条　町長は、前条の審査の結果に基づき、別表第１の発注工事の種類の欄に掲げる小分類の工事ごとに、条件の欄に掲げる条件により、それぞれ等級の欄に掲げる等級に区分するものとする。ただし、経営に関する客観的事項の審査結果の総合数値がない者については、最下位の等級に区分するものとする。

２　町長は、別に定めるものを除き、前項の等級の区分に基づき、別表第２の発注工事の種類の欄に掲げる小分類の工事及び等級の欄に掲げる等級に応じ、それぞれ設計金額の範囲の欄に掲げる金額の範囲内の金額の請負工事の入札に参加させるものとする。

３　町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、当該等級以外の等級に属する者についてもその等級に応じた設計金額の範囲内の請負工事の入札に参加させることができる。

　（一般競争入札の対象となる工事）

第４条　競争入札のうち一般競争入札の対象となる工事は、設計金額が５千万円以上のものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、町長は、設計金額が５千万円未満の工事であっても、発注方式等を考慮し、当該工事を一般競争入札の対象とすることができる。

３　町長は、第１項ただし書又は前項の規定によるときは、あらかじめ山元町契約業者指名委員会の審議を経なければならない。

　（建設工事の請負に係る指名の基準）

第５条　建設工事の請負に係る指名競争入札参加者の指名は、別表第２に掲げる発注工事の種類及び設計金額の範囲ごとに区分された等級に属する有資格者（山元町建設工事執行規則第５条第３項の規定により入札参加登録を受けた者をいう。）の中から行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、当該等級の上位又は下位の等級に属する有資格者の中から指名することができるものとする。

２　町内に本店を有する者が施工可能な工事については、優先的に指名することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、施工能力、施工実績、信用度及び発注時期における受注状況等を勘案して指名することができる。

⑴　災害応急復旧工事

⑵　技術的に特殊な工事及びこれに関係する工事

⑶　技術的水準の維持を要する工事

⑷　短期間で完成を要する工事

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注工事の種類 | 等級 | 条件 |
| 大分類 | 小分類 | 経営事項審査の総合評点 | 一級技術者数 |
| 土木工事 | 土木一式工事水道施設工事 | Ａ | 700点以上 | １人以上 |
| Ｂ | 699点以下 |  |
| プレストレストコンクリート構造物工事 | Ｓ | 800点以上 | 11人以上 |
| Ａ | 799点以下 | １人以上 |
| 建築工事 | 建築一式工事 | Ａ | 700点以上 | ３人以上 |
| Ｂ | 699点以下 |  |
| 鋼構造物工事、しゅんせつ工事 | 鋼構造物工事しゅんせつ工事 | Ｓ | 950点以上 |  |
| Ｓ | 850点以上 | 10人以上 |
| Ａ | 700点以上 | ３人以上 |
| Ｂ | 699点以下 |  |
| 鋼橋上部工工事 | Ｓ | 800点以上 | 10人以上 |
| Ａ | 799点以下 | １人以上 |
| とび・土工・コンクリート工事、解体工事 | とび・土工・コンクリート工事、解体工事 | Ａ | 700点以上 | ３人以上 |
| Ｂ | 699点以下 |  |
| 法面工事 | Ｓ | 800点以上 | ３人以上 |
| Ａ | 799点以下 |  |
| 舗装工事 | 舗装工事 | Ｓ | 950点以上 |  |
| Ｓ | 850点以上 | 10人以上 |
| Ａ | 700点以上 | ３人以上 |
| Ｂ | 699点以下 |  |
| 設備工事 | 電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事 | Ｓ | 850点以上 |  |
| Ａ | 650点以上 |  |
| Ｂ | 649点以下 |  |
| その他工事 | 大工工事、左官工事、石工事、屋根工事タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事 | Ａ | 650点以上 |  |
| Ｂ | 649点以下 |  |

（注１）　土木一式工事、水道施設工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は解体工事のＡ等級にあっては、当該等級の総合評点及び一級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付けする。

なお、当該等級の総合評点及び一級技術者数のいずれかの条件を満たさない場合には、Ｂ等級に格付けする。

（注２）　法面工事のＳ等級にあっては、当該等級の総合評点及び一級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付けする。

なお、当該等級の総合評点及び一級技術者数のいずれかの条件を満たさない場合には、Ａ等級に格付けする。

（注３）　綱構造物工事、しゅんせつ工事又は舗装工事のＳ等級又はＡ等級にあっては、それぞれの等級の総合評点及び一級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付けする。この場合において、Ｓ等級及びＡ等級のいずれにも該当するときは、Ｓ等級とする。ただし、総合評点が950点以上の場合は一級技術者数にかかわらずＳ等級に格付けする。

なお、当該等級の総合評点及び一級技術者数のいずれかの条件を満たさない場合には、Ｓ等級に該当する場合を除きＢ等級に格付けする。

（注４）　プレストレストコンクリート構造物工事又は鋼橋上部工工事にあっては、それぞれの等級の総合評点及び一級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付けする。

別表第２（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注工事の種類 | 等級 | 設計金額の範囲（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 大分類 | 小分類 |
| 土木工事 | 土木一式工事水道施設工事 | Ａ | 500万円以上 |
| Ｂ | 1,500万円未満 |
| プレストレストコンクリート構造物工事 | Ｓ | 3,000万円以上 |
| Ａ | 3,000万円未満 |
| 建築工事 | 建築一式工事 | Ａ | 5,000万円以上 |
| Ｂ | 5,000万円未満 |
| 鋼構造物工事、しゅんせつ工事 | 鋼構造物工事しゅんせつ工事 | Ｓ | 5,000万円以上 |
| Ａ | 500万円以上5,000万円未満 |
| Ｂ | 500万円未満 |
| 鋼橋上部工工事 | Ｓ | 5,000万円以上 |
| Ａ | 5,000万円未満 |
| とび・土工・コンクリート工事 | とび・土工・コンクリート工事 | Ａ | 1,000万円以上 |
| Ｂ | 1,000万円未満 |
| 法面工事 | Ｓ | 1,000万円以上 |
| Ａ | 1,000万円未満 |
| 解体工事 | 解体工事 | Ａ | 5,000万円以上 |
| Ｂ | 5,000万円未満 |
| 舗装工事 | 舗装工事 | Ｓ | 3,000万円以上 |
| Ａ | 500万円以上3,000万円未満 |
| Ｂ | 1,000万円未満 |
| 設備工事 | 電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事 | Ｓ | 6,000万円以上 |
| Ａ | 3,000万円以上6,000万円未満 |
| Ｂ | 3,000万円未満 |
| その他工事 | 大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事 | Ａ | 500万円以上 |
| Ｂ | 500万円未満 |